

# 川崎市普通ごみ排出容器に関する要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第23条第1項及び第24条第2項、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26条）第8条の2に規定する廃棄物の適正排出に使用する容器に関し必要な事項を定めるものとする。

## (排出容器)

**第2条** 市民は、普通ごみを排出する場合は次の容器によるものとする。ただし、剪定枝等の容器による排出が困難なものの排出方法については、別に定める。

- (1) ふた付きポリ容器
- (2) 透明・半透明袋

2 前項以外の容器を使用するときは、市と協議しなければならない。

## (容器の基準)

**第3条** 前条第1項に定める容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

### (1) ふた付き容器

- ア 大きさ 容積は70リットル以下で高さは60センチ以下とする。
- イ 材質 塩素を含まないプラスチック製の容器とする。
- ウ 構造 ふたにが風等で飛ばされない構造となっていること。

### (2) 透明・半透明袋

- ア 大きさ 容積は70リットル以下とする。
- イ 材質 塩素を含まないポリエチレン製の袋とする。
- ウ 強度 通常の使用に十分耐えられるものとする。
- エ 透明度 中身が容易に識別できる程度の透明度を有するものであること。
- オ 色等 黒、茶、灰色等暗い色でないもの及び文字、図柄等で中身の識別が妨げられないものとする。

## (推奨袋の認定)

**第4条** 前条第2号の透明・半透明袋の基準を満たした袋は、川崎市の推奨袋として認定することができる。

## (収集の保留)

**第5条** 市は、市民が、第2条に規定する容器以外の容器で排出した場合は、注意書を貼付し、公衆衛生上支障がない限り収集を一時保留することができる。

## (その他)

**第6条** この要綱の施行に関して必要な事項は、環境局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成11年1月25日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。